

近代のフランス政治思想における共和主義

モンテスキュー、ルソーとトクヴィル

中谷 猛

はじめに

近年欧米の政治思想において、共和主義（republicanism）に関する論議が自由主義論や共同体主義論との関連でさまざまな角度から展開されているように思われる。たとえば、アメリカ政治思想研究の分野において、1960年代ではほとんど見られなかった共和主義に関する著作が1980年代以降になると、目立ってくる。その契機としてケンブリッジで歴史を学んだJ.G.A.ポーコックの活躍によるところが大きい。彼の代表的な著作である大著『マキアヴェリアン・モメント』（1975）は出版されると、大きな反響をよび、シヴィック・ヒューマニズムや共和主義の議論に火をつけたといつてよい¹⁾。ポーコックは、周知の著作において西洋政治思想の伝統である共和主義がアメリカ建国の思想的基盤となったこと、言い換えればアメリカ革命がルネサンス期のシヴィック・ヒューマニズムのもつ最後の偉大な行為であったかという点について、説得力に富む筆致で描いた。

一方、フランスでもフランス革命200周年を契機に広く共和政問題への関心が高まるとともに、東欧社会主義体制の崩壊とヨーロッパ連合の進展が政治体制としての共和政の制度的安定性、あるいは不安定性という問題を提起することになる。B.クリーゲル編集の『政治哲学』第四号「共和政」特集を見れば、そうした議論の一端が窺われる²⁾。共和主義理念に関わる思想の問題や共和政とデモクラシーとの関連性をめぐる解釈の問題などは、従来からみられたが、現実の政治状況の進展が多角的な議論の展開に拍車をかけている。

なるほどテーマの共通性は明らかであるが、米と仏の二国における議論の動機もその社会的背景も異なっている。だが両国の知的領域において「共和主義」に関する問題の重要性が広く認識されてきたことの証左とみてよい。議論を喚起する新しい知見が歴史の解釈や政治思想の考察に刺激を与えている側面を看過してはならない。

まず、共和主義の議論において問題になるのはこの概念のもつ論争性にある³⁾。論者の立場によって概念の理解や認識が異なり、したがって概念の多義性・曖昧さが浮き彫りになってくる。もちろん共和主義のみならず政治に関わる基礎的概念であれば、「デモクラシー」であれ「自由」であれ「ナショナリズム」であれこうした傾向が一般に認められる。共和主義の場合、理念として、制度として、そして運動としての共和主義、この三側面から捉えれば、議論の整理に役立つが、近年の議論ではそれぞれの国の歴史や伝統の再解釈がこの議論と密接に関連していることに注目しなければならない。

先の三側面からの接近以上に歴史解釈 = 思想史的接近の有効性の是非という論点も付け加える必要がある。そのうえ、マイケル・サンデルのように自由主義批判を展開する際に、みずから議論の要に共和主義の公徳をおき、その再生を主張する論者もいる。こうした場合には、議論のイデオロギー性は避けがたい。

本稿では近年の共和主義に関する研究業績を手がかりにして、広く共和主義として論じられてきた議論を大雑把に整理し、その議論に近代のフランスの二人の思想家、モンテスキュー、ルソーとトクヴルの共和主義に関する論議を重ねることで、19世紀における「民主的共和政」(la République démocratique)のイメージとその思想史的位置を探ってみたい。この作業を通じて、一見明瞭に思われるこの概念はどの程度有効な概念装置として機能するのか、検討してみよう。というのは共和主義の思想的伝統も制度的経験もほとんどない日本国ではおのずと共和主義

に関する議論のあり方は異なるはずだと思うからである。

1 共和主義の思想的伝統と徳の問題

西欧の政治思想において共和主義が理念として、あるいは政体のモデルとして機能してきたことはよく知られている。ルソーやヘーゲルの思想に触れた人なら、彼らにあっては古代ギリシアやローマ共和国のイメージが哲学的思索の源泉にあったことを容易に理解しうるだろう。ルネサンス期以後西洋の政治思想の著作には古代共和政、とりわけローマ共和政への強い憧憬が指摘できる。西洋の知的世界において共和主義のイメージが政治哲学の重要な構成要素の一つとなり、欧米の思想家に継承されてきたという周知の事実は、重要な問題をわれわれに提起している。すなわち、共和主義の伝統そのものをいかに解釈するかである。一つの理念として、あるいはモデルとして考えられてきた内容は取り上げた論者や思想家によっても、また時代によっても相違していて、こうした言説を検討すればするほど、共和主義の多面性や曖昧さが明らかになる。

元来、共和主義の語源であるラテン語の*res publica*（これに対比される言葉は*res privata*）自体が公的な事柄の意味しかもたず、したがって公的なものとは何かということになると、さまざまな解釈が生じてくるのは当然なことといってよい。

まず、古典古代の共和主義、すなわちギリシアの諸都市国家の政治形態と政治、あるいはローマ共和政とその政治という歴史的事実に即した議論、また同時代の著作（アリストテレス、キケロ、リウイウスなど）とこの実体を前提にした場合、歴史的事実としての共和主義が議論の対象になる。また、イタリア都市国家のもとでの貴族的共和政などを念頭におき、マキアヴェリ著作を手がかりに共和主義について議論したルネサンス期の共和主義があり、さらにこれら二つの共和主義について以後さまざまな政論家や著述家や哲学者が語った共和主義、つまり近代

以降の共和主義がある。当然共和主義のモデル論として析出された三つの類型は、議論する場合その歴史的時期の相違があるので注意を払う必要があり、思想の伝統として共和主義を一括する際、思想の継承と解釈という厄介な問題が横たわっている。後に述べるように近代共和主義論と言う場合、それは政治的イデオロギーの濃い解釈論と政治的立場の表明に彩られていたことに留意しておく必要がある。

そこで、第一に古典古代の共和主義のモデルとなるローマ共和政論を、キケロの著作『国家について』を素材に検討し、その輪郭・理念について概括してみよう¹⁾。まずこの著作によれば、共和政論の中心とはローマでもっとも高貴な活動が「政治」・国の指導に関わることにあったこと、それが「徳」の活用とともに語られ、国政における正義の実現が強調されたことにある。つまり国家と政治的美徳の関わりという問題が共和政論の基調をなしている。ついで国制・政体の理論についての考察がなされ、最後に政治家の要件についての議論がくる。総じて彼の共和主義論での特徴は、公に奉仕する政治活動と哲学的思索の活動が両方とも必要だと説きつつ、議論の重点がまさに現世における公の活動に献身することにある。

確かにキケロは、プラトンをはじめギリシアの思想家に敬愛に近い感情を抱いていて内的観照の役割を十分に評価していた。だが、政治は「知」の領域の問題に留まるものでないことをこの経験豊かな政治家は知っていたといえる。だからこそ「徳」についての見解では実践を通じた徳の実現が重要だと考えていたのである。

『国家について』の第一巻二の冒頭にそれを示唆する一文がある。「徳は、それを用いないなら、ある種の技術のように所有するだけでは十分でない。技術というものはそれを用いないときでも、知識そのものによって保持することができるが、徳はひとえにその活用にかかっているのだ。そしてその最大の活用とは国の指導であり、またその人々（哲学者

たち - 引用者) が片隅で声高に説いているようなこと自体を、口先ではなく、実力によって達成することである」(第一巻二)²⁾。同じ著作の別の個所では国家を導くものは「徳」であると力説することでキケロは明らかにプラトンのいう徳論の範囲を超えている³⁾。

キケロは『義務について』第一巻で四大徳性(知恵、正義、勇気、節度)について詳論している⁴⁾。もちろん、国家の運営に関わる徳、つまり「政治的美徳」は先の徳性と密接に関連するとはいえ、別の範疇に属するものとして重視されたことはよく知られている。そして国家と一人ひとりの間の関係とは「祖国」に役立つことによって支えられているとみる。このような認識の強調と彼の語る「祖国」とを考慮すれば、徳と祖国愛の感情とは一体的なものものと考えてのが妥当であろう⁵⁾。結局、彼のように国家と徳との関連を問うことは、突き詰めれば制度と人間との関連性をどのようなものとして認識するのかという繰り返して現れてくる政治思想の基本テーゼの問題に立ち戻ることになる。

ちなみに近代の共和主義論で基調をなす共和政と自由との関連性問題はキケロの視野に入っていたとはいえ、それはルソーの主張と対比すれば明らかなように同一の次元で論じることが到底できないであろう。

次に第二のモデル、ルネサンス期共和主義に移ろう。共和主義が広く政治の場で議論され、その思想的産物が後世に影響を及ぼすのはこのルネサンス期の著作が多い。歴史的にみれば統治形態としてキリスト教的王政は確固とした地歩を占めており、それ故、共和政は世襲君主政と異なる政体の一つとして理念・思想の次元で語られる傾向にあった。その思想的特徴を概括的に述べると、既存の君主政に対抗するイデオロギーとして、共和政ローマへの憧憬と政治制度のモデル志向を二大支柱にしている。共和主義の思想的輪郭とは体制批判、古代への憧憬と新しい制度構想の指針との三位一体と捉えれば、それは後の歴史に貫通して見られる志向の枠組みとなる。

もちろん13世紀の中頃より展開されるルネサンスの政治思想、とくに共和主義に関する言説が北イタリア都市国家（貴族的共和政）の衰退、具体的にはフィレンツェやジェノヴァなどが徐々に君主に従属していく過程と深く関わっていたことはよく知られている。ヴェネツィアの場合はキリスト教成立後の最初の共和国であったが、その永続性の点からいえば例外に属するものである。それ故に、関心をもつ多くの研究者が政体維持の秘密の解明に力を注いだ。彼らの認めた優れた政治制度の一つに有力者の恣意独裁を防ぐ様々な手段の工夫がある。たとえば終身の大統領にあたるドージェさえ公用書簡の開封は個人でゆるされず、また立会人なしには面談できなかったことが明らかにされた⁶。この共和国の議論にかぎれば、古典古代の共和政の先例に学ばなくてもよい幾多の事例があったことは指摘しておく必要がある。他方でルネサンス期の人文主義における古代崇拜の傾向が共和政の議論の潤色化を助長することになる。

ところで、同時代に活躍したマキアヴェリやギッツシャルディ - ニにとって、自由で安定した共和政の樹立は、つねに理想の次元の問題にすぎず、それを実現しようとするばなによりも祖国愛としての徳が不可欠であると確信していた。共和政と祖国愛の結合を軸に共和主義を解釈する立場は、すでに述べたキケロの思想的特質であって、ルネサンス期共和主義はまさにこの特質を継承したといえよう。

では、この時期の代表的思想家マキアヴェリは、制度の視点からみたときどのような共和主義論を展開したのか。またその議論の特質はどこにあるのか。ポーコックが先に紹介した大著で詳しく論じたように、マキアヴェリは古代の共和主義との対話を通じて現実政治への市民の参加、つまり「シヴィック・ヒューマニズム」の側面を前面に押し出したことにある⁷。彼の場合、古典古代の共和政を『リウイウス論』（第一巻第六章）において図式化しスパルタとヴェネツィア型（小規模の人口、自由の維持、貴族の支配）共和政よりも、ローマ型（大規模人口、領土と対

外的支配権の拡張、平民の参政権による自由)共和政を支持し、それに優位性を与えた⁸⁾。つまり共和国イメージを制度維持型とその拡大型に分類したうえで、平民の参政権や外国人の移住を承認し、圧倒的多数の平民を武装化する「戦士のツunft」としてのローマ共和国に優位を認めた。内政からみると、このローマ型体制が不安と動揺を抱えていたとしても、共和国の構成員に与えられた「自由」のもたらす安定性があった。また領域一般の「拡大」を目指す場合、その能力を充足する統治形態であること、したがってそれはスパルタ型に勝る、と彼は考えていた。

マキアヴェリが執筆した『リウイウス論』の一例を引用しておこう。「ローマほどの発展をとげた共和国は二度と現れなかったということは、もとをただせば、いかなる共和国でも、ローマと同じ目的に向かって国家体制を整備したものがなかったということになるからである」(第二巻第一章)⁹⁾。対外的支配権を拡大するのに適合的な制度としてこの共和国を強調する彼の論調は一貫している。とくにマキアヴェリの時代を考えれば、スパルタとヴェネツアがこの国制とみなされていたので、彼によって解釈された共和政ローマの優位論はかならずしも通例ではない。彼が共和国における自由の擁護者である平民の圧倒的な数量による武装化(すなわち公民軍)に着目し、領域拡大型共和政の優位の根拠にしたことは、その後の共和主義論では看過されたように思われる。後に検討するルソーを想起すれば分かるように清貧の小規模共和国のイメージが一般に流布していくからである。

また彼の共和国論の特質には「共通善」への献身を根拠に個人のもつ能力に基づいて「名誉」を獲得することがあげられる。「名誉」をもとめ共和国の「共通善」に献身する人間が増大すれば、制度のもつ政治的エネルギーは強大になり勢力拡大への志向は原理上可能となる。この意味ではマキアヴェリの場合、制度における「名誉」のもつ機能が大きいといえる。共和国が平民を含むすべての市民に「名誉」や「褒賞」を獲得

するための道を開放したことは特記に値する。佐々木毅のマキアヴェリ研究によれば、マキアヴェリの自由な国制の主たる条件とは公共善の支配とその善への貢献を根拠とする名誉や褒賞の開放的な保持にあった¹⁰⁾。したがってこの体制における「自由」の意味は現世的「名誉」と相即不離となる。活動の自由なしに名誉は得られないのである。彼のこうした共和主義論のもつ重要性は指摘しておかねばならない。

さらに先の著作では君主政に対する共和政の優位と自由への愛を可能にする条件として、共和国における公共の利益や福祉の擁護が力説される。また君主政や専制との対比においていかに国力が充実され、領土と経済力が発展して軍事的な強国となることが主張されている。(第二巻第二章)¹¹⁾

確かに、マキアヴェリの著作では「共通善」を目指す共和国の建設が意図されていたとはいえ、それはのちの近代国家にみられる個人の尊重を原理とするものではない。彼の期待する共和国においては人々の習俗を規制する手段としての「法」が重視されており、法の支配すなわち共和国というキケロの枠組みは継承されいた。だが、彼の描く政治的人間では行動能力が評価されていたので、「共通善」よりも自己の名誉や報償をもとめる私益が優先されてもおかしくはない。彼の場合、宗教の問題、とくに宗教上の真偽が重視されるよりもその政治的効用が重視されれば、元来宗教のもつ倫理的要素が軽視され、私益追求の動機を抑制し共和国に求められた「共通善」の実現は困難となるに違いない。

ともあれマキアヴェリの描く「祖国」と「共通善」との論理上の関係はかならずしも明快とはいえず、個人と共和政とをつなぐ制度構想への言及は極めて少ない。明らかに「祖国」とは共和政に代表される政治的共同体という認識と、市民にとって党派の利害抗争を避け自らの利益よりも公共善の優先を認め、祖国のための戦いに参加する、つまり、祖国への献身を第一義におく主張が前面に出ている。そして公共的事柄への持続的な参加を共和主義の特質とするならば、この政治的情熱こそが祖

國愛と考えられたことは多言を要しないであろう。

ところで、共和主義の伝統について語る場合、フィレンツェ共和国が16世紀の前半に没落したあと、共和主義に関する注目すべき議論はイングランドに移る。その共和主義とはイギリス革命と切り離すことはおおよそできない。とりわけ同時代の人から反君主政的立場と理論のもつ空想性から「空中に樓閣を築く空論家」と批判されたJ.ハリントンが描いた共和主義的ユートピア『オセアナ』(1656)は言及に値する¹²⁾。後のアメリカ合州国憲法やフランス革命に影響を及ぼした彼の思想の要点とは何か。それは自由を保障するには政治制度の樹立が必要だと認め、古典古代の混合政体を同時代のイングランドに取り入れることを説いたことにある。共和政樹立に不可欠な制度的枠組みについての認識が思想史の系譜に確認されたとはいえ、われわれにとってより重要な主題はやはりアメリカ独立革命とフランス革命前後における共和主義論の変容のプロセスを辿ることにある。

その核心とは周知の直接民主制による都市共和国論から広大な領土に樹立される人民代表制による共和国論への転換である。それまで君主制的秩序にとって例外とみなされていた共和政は歴史の実体として創出される。当然、共和主義に関する議論が活発になる。そこで次にアメリカにおける共和主義の論議に一瞥を加えておこう。

2 18世紀のアメリカにおける共和主義

アメリカの場合、共和主義の議論は広大な領域における共和国の建設、つまり空間の拡大を視野に入れた自由な制度の樹立と商業の発展という問題に議論が集中する。一体、通商の発達した文明国でかつ広い領土に共和政は成立しうるのが。また、こうした文明国ではルソーなどが厳しく批判した奢侈がはびこり公德が廢れる傾向はないのか。建国期の共和主義の議論を検討すれば、共和国と徳との関連性という伝統的な問題が

複雑多岐な議論の展開の中で度々取り上げられていることがよく分かる。古典を媒介にした共和主義の再解釈の作業はこの北米においては現実の最大の政治課題 - 共和国の建設と表裏一体のものとして進む。思想レベルではこの主題の議論を通じていわゆる古典的共和国モデルの変更と再解釈への道が開かれていくことになる。

そこで、アメリカ建国期の共和主義について語る場合、ハミルトンやマディソンらの『フェデラリスト』の著述が重要な手がかりとなる¹⁾。もちろんこの論文集は憲法擁護と特定の政治体制の建設をめざす時論の集成であって、厳密な体系的な政治理論とはいえない。だが、人民の同意による政府の起源と基礎、社会契約による政治制度の樹立など共和政を形成するための理論上の諸問題がおよそ提示されている。しかも当時、マディソンでさえ共和政を一切の政治権力が人民に由来する政治という概括的な認識から出発したことを考慮すれば、建国期の議論のもつ意義はきわめて重要であったといえよう。そこで行論に必要な限りで『フェデラリスト』の論説を検討すれば、共和主義のもとで展開された議論の輪郭が浮かび上がってくるにちがいない。

まず広い領土における共和国の建設問題についての議論がある。すでにモンテスキューが『法の精神』で述べたテーゼ、すなわち「共和国は小さな領土しかもたないということは、その本性から出てくる。そうでなければ、それはほとんど存続しえない。大きな共和国には大きな財産が存在し、したがって人心にほとんど節度がない。」(第一部第八篇第十六章)にどのように答えたか。彼らの議論の要点は空間の拡大に関して代表制の原則の導入で説明し、多様な職業集団からなる社会層の利益、つまり利益の多元性にもとづく社会構成の必要を説き、それが専制政治に対する優位性を保つと強調したことにある。

次に共和政と代表制導入問題。この体制に代表制を導入する長所はこう説明される。第一に近代の代表制が導入されることによって政府の力

量の拡大と政治統合の促進という機能面の強調にある。「ヨーロッパが、政府のこの偉大な組織力を発見し、この単純明快な代表制によって最大の政治体の意思が統一され、その力を公共の福祉が求める目的に導くような統治組織力を発見するだけの能力をもっているなら、アメリカだって、純粋な、そして広域の共和政の基礎条件を見つけるぐらいの能力はもっていると主張できる。」(第十四篇)²⁾。第二に、大きな国家では小共和国にくらべて有能な人材が選ばれる機会がより多くあること、すなわち機会の平等の長所への着眼である。「割合からいえば、小さい共和国のほうの代表者数が多いのであるから、代表にふさわしい人格をそなえた人の割合が、大きい共和国においても小さい共和国においても同じであるとするならば、大きい共和国のほうがより大きい選択の自由をもち、したがって妥当な選択がなされる可能性も大きいということになる。」(第十篇)³⁾。そのうえより多くの市民によって選出されるから才能や実績のある人が選ばれることになる。言い換えれば大きな共和政では世論が選ばれた一団に市民たちを通じて洗練され、視野が拡大されるので、地域を越えたより全体的な利害へ配慮がそこで働くであろうと論じる洗練され世論形成への期待である。民主政治の本質に関わる人民への信頼がこうした言説を支えている。

第三に、社会における多様な利益団体の存在の政治的機能への着眼である。徒党の専制支配に結びつくような連合の形成を阻止しようとするれば、多種多様な利益層、あるいは職業集団が多いほどよい。規模が大きく領土の広い国家はこうした条件を満たす利益層を包含し得るからである⁴⁾。この主張は政治システムの構想、すなわち多元的社会に対応する政治システムとしての共和政の性格が議論の過程で明確化されていくといっている。

叙上の『フェデラリスト』の議論をみるかぎり、広大な領域と住民、また利害の多様性を反映する政治制度を全体として統一するものは代表

制にもとづく共和政体以外にない、という主張は明快な論理で貫かれいたといえる。すなわち、民衆に依拠する共和政と代表制との結合の論理。この論理を支えるものは人間性善説である。『フェデラリスト』の論説にみられるように、この政体には人間の善性が賭けられている。たとえば、マディソンは「人間の本性の中には、ある程度の尊敬と信頼に値する別の性質もある。共和政体は、他のどの政治形態よりもいっそう高度に、この〔尊敬と信頼に値する〕人間性の存在を前提にしている」(第55篇)と述べている⁵⁾。

では広い領土の共和国を統合するシステムとはどのようなものか。『フェデラリスト』の主張とは「邦」(State)を結合する「連邦」(federal)制による「連邦共和国」である。たとえば、ハミルトンは「連邦共和国の利点、モンテスキューの真意」(第9篇)で、モンテスキューが権力分立など市民政府組織の改善に役立つ原則を示し、狭い領土の共和政に言及したことを指摘したうえで、それは加盟している邦の規模について述べたもので、加盟邦全部が一つの連邦政府の下に包含されることに反対しようとしたものでない、と解釈したのである。もちろん連邦共和国構想の理論的手掛かりは『法の精神』から引き出される。ハミルトンによれば、連邦共和国とは単純に言えば、「諸社会の集合体」、または二つあるいはそれ以上の邦が一つの国家に結合したものであり、連邦は諸邦の一つの集合体 - 組織体である⁶⁾。小国としての共和国像として定着してきた共和主義論はこの連邦制の導入を契機に広い領土の共和国像へと転化することになる。

ところで、この連邦共和国の政府はどのような原則にもとづき設立されたのか。「その権力のすべてを、直接にであれ間接にであれ、大多数の人民から与えられ、その権力が自己の好む間、あるいは一定の任期の間、あるいは罪過ない限りその職にあるものによって行使される政治機構」のことである(第39篇)⁷⁾。いうまでもなく人民主権の原理が中核に据え

られている。確かにこの原則に立つ共和政と多数に支えられた人民支配を意味する民主政とは区別が難しい。

共和政についても民主政についても共に、あいまいな認識しかなかった当時であれば、むしろ両者の混同があっても、それは自然なことであろう。重要なことは『フェデラリスト』の論者たちが権力の源泉を多数の人民にもとめ、政府の運営にあたる人間を間接選挙で選出し公職奉仕者とみなしたことにある。彼らにとって共和政と徳との関連がつねに意識されたのは単に文明社会における奢侈の視角からだけでなかった。「人間性」への信頼に基づく新しい共和国の建設にはエートスとしての公德／公共性が不可欠な要素であると判断していたからに他ならない。

さて、制度論からみたアメリカ共和主義とは人民主権にもとづく代表制と連邦制にその要がある。一方、トクヴィルはこの制度論の視点を視野に収め、アメリカに樹立された「民主的共和政」は「自由な政体」の有力なモデルとして位置づけられるのである。したがって『フェデラリスト』の論客たちが政治権力の構成をどのように考えていたか検討しておく必要がある。彼らの場合、活力ある安定した政府と人民の自由の確保という難問には権力乱用の防止を中核に据えた論理で立ち向かう。その際、政治権力の構成に関する理論の典拠として『法の精神』が用いられたことは周知の事実である。マディソンが「権力抑制の理論」(第51篇)として提示したような憲法構想、すなわち立法、行政、司法に制度分割された三権の分立と相互の抑制が合衆国憲法の権力編成原理となる。独立後彼らは自由に対する最大の脅威が立法府の権力拡大にあるとの判断に立ち、二院制の導入や議会の代表者数の適正規模問題に議論を重ねた。

一方、政府の行政組織の長である大統領の権限については、一般的に君主権との対比でその強大化を恐れる声があがっていた。彼らの主張は、強力な行政府の必要性が人民意思の代表である議会との均衡という立場から展開された。すなわち「強力な行政部」は共和政治の本質と矛盾す

るものでなく、行政部が精力的であることこそよき政府の本質であると
考えられた。たとえば、ハミルトンによれば行政部の活力を構成する要
素とは1) 単一性、2) 持続性、3) 適当な給与の措置、4) 十分な権
限である(第70篇)。四年任期の独立性と拒否権をもつ大統領制がこうし
た議論をへて樹立されることになる。

上述の二つの権力に対して司法部は、その職能の性格からして政治的
権利にとって危険の少ないものと考えられ、自由の保障のために立法権
と行政権からの分離が説かれた。つまり裁判所の完全なる独立である。
こうして彼らは、政府権力の集中や集権化を防ぐ様々な制度的工夫をこ
らしたが、連邦政府と諸州(州政府)との釣り合いに彼らが腐心したこ
とは特記に値する。ハミルトンが執筆した第27篇「連邦政府・州政府と
個人との関係」を検討すれば、その苦心の跡が分かる。一例をあげると、
州民から選出された人びとの団体である州立法部が連邦上院議員の任命
権をもっている⁸⁾。

すでに述べたことから明かなように『フェデラリスト』の議論には近
代の共和主義にとって制度論の要点の一つが提示されていた。それはか
つてアレントが『革命について』の中で考察した新しい自由な政治体の
構成についての問題である。すなわち広い領域に成立する共和国と権力
構成のあり方。それは制限された権力理論に基づく政体論の側面からの
アプローチでは十分に浮き彫りにしえない。彼女は「新しい権力システ
ムの樹立」の側面にこそ注目すべきである、という⁹⁾。アレントのこの指
摘は制度として共和政問題を考えるうえで示唆に富む。それは連邦制共
和国の特徴を考えるうえで役立つからである。

マディソンの「抑制均衡の理論」(第51篇)によれば、アメリカのよう
な諸邦の複合体としての共和国では連邦制度をとれば二つの利点がある。
第一に人民によって委譲された権力は、まず二つの異なった政府(中央
政府と地方政府)に分類される。そのうえで、各政府に分割された権力

が、さらに明確に区別された政府各部門に分割される。したがって人民の権利に対しては、二重の保障が設けられる。第二に、共和国では社会はその支配者の圧制から守られるだけでなく、社会のある部分は他の部分の不正から守られる。すなわち市民の間に異なる階層が存在すれば、必然的に異なる利害関係が存在し、もし多数が共通の利害関係で統一されるとなると、少数者の権利は危険にさらされる。この弊害は社会の中に多数から独立した意思を形成することで除去できるだろう。

自由な政府においては市民的権利の保障とは、多くの異なった宗派の存在が認められる信教上の権利の保障と同様に多くの異なった利害の存在を認めることにある。広い領土に樹立される連邦制では、社会自体が多くの部分、多くの利害、市民階層に分割されているので、少数者が一定の利害に基づいて結合した多数によって危険を受ける可能性は少ないのである¹⁰⁾。

マディソンが少数者の権利保障を連邦制の複雑な権力構成と結びつけて論じた連邦制共和国論は特記に値する。だがトクヴィルはこの民主共和政に「多数者の全能」という恐るべき問題を見いだしている。民主的共和政の出現によって共和主義は新しい問題を内包することになる。

3 18世紀フランスの共和主義（1）モンテスキューの解釈と論点

共和主義の系譜にとってアメリカの市民（独立）革命がおよぼした影響はきわめて大きい。というのは、共和国の制度構築という実践的な国民的課題が眼前に提起されていたため、共和主義の議論はそれまでの観念的なものから制度の樹立をめざす具体的な議論の次元に移され、その内容に質的転換がもたらされたからである。一方、旧制度下のフランスの共和主義に関する議論は、現実の制度的枠組みと古典的共和主義の伝統とのほざまで動揺しつつ、議論を単純化すれば、この共和政理念を鮮明化し、大革命の思想的土壌の形成に寄与したといえよう。もちろん、

モンテスキューの『法の精神』とルソーの『社会契約論』とでは共和政の理論構成や彼らの思想における共和主義の位置づけや捉え方に差異がある。いずれの著作も共和政体に言及し、共和主義に関連する制度と思想の諸問題に立ち入り、議論を深めた。彼らの知的営為はその後の共和主義思想への影響を考慮すれば、甲乙つけがたいものがある。トクヴィル思想の「民主共和政」論にとっても先行の二人の思想家の影響は看過しえないが、まず『法の精神』における共和主義とは何か。この著作を検討の素材にして考えてみよう¹⁾。

モンテスキューの場合、明らかに古代の共和主義思想に独自の解釈をほどこしている。周知のように共和政の問題は、共和政体、君主政体、専制政体と区分された三政体の内の一つとして典型的な方法で語られている。その議論の特徴とはすでに触れた機構論的視点に立つ分析と共和国と政治的徳との関連を重視した徳論的アプローチにある、といえよう。彼は、共和政体の本性とは「人民全体もしくはあるいくつかの家族が最高権力をもつということ」(同書第三篇第四章)と捉え、権力が人民全体にあり国家の真髓が「実質的な平等」にある共和政を民主政とよび、貴族的共和政と区別している。とくに共和政の一形態として分類される民主政では「質素への愛」が指摘され、この政体の構成員である公民が平等と質素を愛し、祖国への奉仕に邁進する場合、その共和国は極めて幸福であることが強調されている。(同書第一部第五篇第三章)。つまり民主政は共和政体に包摂されている。ここに彼の二つ目の解釈がある。

二つ目の解釈は政体と徳との関連にみられる。まず「徳」については一般的な適合の関係としての正義と同一視していたようだが、『法の精神』では主に「祖国への愛」、「自己犠牲」、「法律への愛」、自分自身の利益より「公共の利益」の優先、そして「平等への愛」、つまり特殊で個別的な「徳」が取り上げられ、こうした個別の徳による政体の維持が力説される²⁾。その意味では「徳」に制度的機能の側面を認め、徳そのものの分割して

他の政体との差異を際立たせたところに重点があると考えよい。また共和政では「各公民が公共善のために限りなき熱意」(同書第一部第六篇第八章)をもつべきだとされ、そのためにこうした熱意や先の徳を涵養する必要上、教育の重要性が説かれる。とくに共和国への愛としての「徳」の強調は後のルソーの共和主義論に引き継がれることになる。

近代の共和主義という視点から見た場合、モンテスキューの共和政体論で注目すべき点は、共和政と商業の精神、あるいは奢侈との関連で論じられる政体腐敗の原因論議、また規模問題において論じられる防衛力の強化や連合共和国論であろう。彼は『法の精神』第二部第九篇において、オランダなどの例をあげ小共和国が連合して強大な君主国に対抗できる「連合共和国」の利点を説明した。安全保障の視点から捉えられた共和国論は、従来の共和政一徳論に見られた有徳者の共和政論の視角からみると、論議の次元が異なる。他方、共和政と商業の精神との関連では、モンテスキューの共和主義論は彼以前の捉え方から一步踏み出している。川出良江の研究によれば、たとえば古代アテナイの共和国を商業国家としてみ、スパルタとの対比でアテナイの習俗を「享乐的なアテナイ」と否定的に描いている。そして近代のオランダを商業共和国とみなし、商業の精神しかない共和国は徳さえ売買の対象にする醜悪な存在として厳しい評価を下している³⁾。

モンテスキューの場合、商業の精神とは「質素、儉約、節度、労働、懸命、平穩、秩序および規則の精神」(同書第一部第5篇第6章)に導かれる商業の性格自体は「勤儉の商業」に集約されるといってよい。この認識から過剰な富には健全な商業精神を破壊する傾向があると考えていたことは確かである。したがって、実際に古代共和国から形成されたイメージには二つの側面がある。すなわち有徳で戦士の共同体としての古代共和国像と商業の精神に彩られた民主的共和国像の併存である。とりわけ、この商業的共和国像について彼の認識に両面価値的なもののみ

られるので、検討を加えておかねばならない。

彼は資産の平等と質素の必要が強調される商業的共和国の法律に注意を促し、また共和政と商業との親和関係を指摘する。すなわち「大商人の大企業は常に必ず公の事柄と混り合っている。しかし君主政の国々においては、公の事柄はたいていの場合、商人にとってうさん臭いものである。それとちょうど反対に共和政の国々においては、公の事柄は安全に見えるものである。だから商業上の大企業は君主政の国々には向かず、多数による統治に向いている。」(同書第4部第20篇第4章)⁴⁾。つまり商業的共和国の発展可能性の予測にある

ところが「奢侈」については生存に必要なものを超えた財と規定し、奢侈が資産の不平等に比例すると考えていたので、一国において富が平等に分配されていれば、それは決して存在しないであろう、と論じた。(同書第1部第7篇第1章)⁵⁾

彼の場合、共和政の卓越性とは分配の平等にあるので、奢侈が少なければ少ないほど共和政は完全になる、とみている。だが「腐敗した魂」は奢侈によって個人的な利益の追求に向かい、やがて共和政は奢侈によって終わる、と推測する。言い換えると「徳」の衰退への危惧である。繰り返していえば、共和政の徳とは平等への愛や祖国への自己犠牲の精神や質素への愛に限定されている。この徳論は個人の側からみればきわめて厳しいものといえる。なるほど共和政一徳を結ぶ論理の枠組みには「奢侈」の要素を組み込んだ議論があった。しかし、この議論からでは領土の拡大を展望する大きな共和国成立の理論的道筋が見えてこない。

その上、理念的に論じられたものとはいえ、よく知られた彼の二つ自由概念、すなわちそれは多元的権力構造の構築と自己の生命や財産に拘泥しない人間の行為である本来の名誉を条件とした「政治的自由」と個人間の平等関係に基づき各人の生命や財産が保障される「市民的自由」との保障をめざすもので、その国制とは貴族政と君主政との混合政体以外にはない。

この周知の事実に属する彼の政体観は共和主義の思考枠組みの埒外にある。

そこで、モンテスキューの共和主義の問題を伝統的な徳論の系譜や三政体論にみられる分類論と重ねて検討してみると、論点が浮かび上がってくる。まず共和政と徳論の関係からいえば、政体三分類におけるさまざまな徳の配分の仕方が問題になる。モンテスキューが共和政に認めた徳とは、すでに述べたように自己犠牲や祖国愛である。確かにケクロにはこうした政治的な徳への言及が見られたが、徳として名誉もこの政体に関連をもつ。安武真隆が指摘しているようにモンテスキューは「共和政」を過去の世界に属したものである。そこに、実際の世界では実現不可能とみているようである。そこに古典古代の歴史的経験を意識的に加工した節がある⁶⁾。この点でマキアヴェリが共和政の支配権について論じたさい、「名誉や報償」、また「自由な生活」を射程に収めていたことを想起すれば、モンテスキューの政体—徳論の特異性が明瞭となる⁷⁾。

福田有広は、こうしたモンテスキューの共和主義の極めて独特な解釈を的確に要約しているので、提示しておこう。「モンテスキューが共和政を極端な形に整理して以来、共和主義は、自己犠牲や祖国愛の精神の意味に限定された政治的徳と組みで理解されることが多くなる。かつてマキアヴェツリは個人が名誉を得る機会が公共の場に広く開かれているのが共和政の強みであると論じたが、モンテスキューは名誉は君主政のバネであり、共和政は政治的徳に支えられたと定式化し、卓越性の誇示や自己の名誉や利益のための政治参加という要素を共和政に一切認めなかった。」⁸⁾ちなみに「名誉」の場合についていえば、古代ローマではそれは「公共の福利への貢献度から測られる政治的な価値基準」であって、単に個人的道徳の観点から評価されるものでなかった⁹⁾。「名誉」自体には同胞の評価を前提にする点で他者の目につくことが含意されている。政治集団による評価はつきつめれば卓越性の承認に直結する。そのことが同時に集団内部への区別 / 差異の原理の導入と表裏一体をなすのであ

る。君主政が階層的構造を持っている点ではモンテスキューによるこの原理の導入は対応関係にあると言える。国家の規模についていえば、『法の精神』は小規模の自治を維持したスパルタ共和政をモデルに考察を展開して、拡大したローマ型の共和政のモデルを退けている。それは中規模国家の並存する当時のヨーロッパ世界を念頭においていたからであろう、と安武真隆は述べている¹⁰⁾。一方、アメリカの建国の祖父たちも当時の政治状況を念頭において『法の精神』というテキストから拡大の展望できる共和政の道筋を引き出したのである。

もしもモンテスキューが「イギリスに関する覚え書き」や「わが随想」でイギリスを「共和国が君主国の形態のもとに隠されている」国と考えていたすれば、混合政体（穏健な君主政体）に共和主義の要素は活かされたことになるかも知れない。共和政ローマ研究の過程でイギリス国制の美点を、政治的自由の保障が立法体団体と司法権の独立とコモンロウのシステムで支えられた国家構造に見だし、他方で専制政体のモデルを案出することで、「穏健な君主政体」という現実に対応する政体論を前面に打ち出した。その結果、モンテスキューの共和主義の言説は後景に退くことになる。そこに彼の戦略的意図が、共和主義の議論とその解釈にからんでいたを否定することは難しい。

彼の共和政論が一部に新たな知見を提供したとは確かだが、君主政一名誉の論理で展開される君主政論のもつ説得力から見れば、その主張はより現実関連性が弱く、共和政体の論議だけでは体制批判の力とならなかったといえよう。民主政の原理的側面が明確化され、それが共和政体の理論的構築に結合された形で共和主義の系譜に取り込んだ思想家こそルソーであった。彼の理念的な議論は、フランス革命の嵐をへて再度トクヴィルの議論によって検証され、同時にその議論が濾過され民主的共和政像の明暗を浮き彫りにしていくのである。

18世紀フランスの共和主義（2）ルソーの清貧の共和国像と祖国愛

周知のようにジュネーヴ市民の誇りを抱くルソーによって自由の理念と平等の原理を社会構成の根底にすえた清貧の共和国像が提供される。それは18世紀の後半に現れた強力な体制批判の論理に貫かれた人民主権にもとづく共和国像といえる。この作業こそルソーの思索が共和主義の伝統に深く根差していたことを如実に物語っている。その意義は、彼の思想的な営為をつうじて民主政（デモクラシー）が古典古代からの負のイメージ（衆愚政治）を帯びた民主政（デモクラシー）のイメージが払拭され広く共和主義のもとに組み込まれ肯定的で積極的な理論上の位置を与えられたことにある。先に述べたモンテスキューの共和政体論とともにそれは19世紀の共和主義の思想に大きな影響を及ぼすことになる。

さて、ルソーの共和国像の第一の特徴はいわゆる社会契約の論理にもとづいて構成されたことにある。彼は『社会契約論』において「一般意志の最高の指揮」のもとにおく国家像をこう描く。「この結社行為は、直ちに各契約者の個々の人格に代わって、一つの精神的で集合的な団体を生みだす。その団体は、（これを設立する）集会の有する投票権と同数の成員からなり、この同じ結社行為から、その統一、その共同自我、その生命、その意志を受け取る。このように、おのおのの個人がすべての他者と結びつくことによって形成されるこの公的人格は、かつて都市（国家）いまは共和国（Républic）または政治体（corps politique）と名づけられている。」（『社会契約』第一篇第六章）¹¹。そして共和国が受動的な面で捉えられる場合は、その成員によって国家と呼ばれ、能動的な面で捉えられる場合は、主権者と呼ばれる。共和国の構成員の面から見れば、彼らが集合すれば「人民」（Peuple）の名称をもち、「市民」（Citoyens）と呼ばれるのは主権者として参加する個々の単位の場合である。「市民」は当然共和国の法に従うが、その場合は臣民＝被治者（Sujets）の呼称が用いられる。

ルソーは、もちろんこうした用語がよく混同される、と付け加える。モンテスキューの共和主義論、とくに共和政体の論議と対比すれば、ルソー論の特質とは主権の根拠を個々人の結合契約による新しい政治体の確立を目指す「社会契約」に求め、共和政国家の存立の根拠を個人の幸福と共同体の幸福との一致という倫理目的においたことにある。そのためこの国家を構成する個々の市民には政治主体としての強い自覚、言い換えれば市民意識が要請される。一方、主権者としての人民全体＝国家には、同じ共同体の個々の市民に「臣民」としての忠誠を確保する観念上の装置がある。それが「一般意志」と呼ばれるものである。この意志への服従は絶対的である。したがって服従を拒む者はだれであれ団体全体によって服従を強制されることになる。いわゆる「自由の強制」の問題がここから生じる。

いま、社会契約によって創出された政治体がこの「一般意志」によって法を制定し、それによって統治されるなら、政治体の統治形態の如何を問わず、政治体はすべて共和国と捉えられる。この点に注意しておく必要がある。共和政すなわち法の支配という理解は当時であれば、共通認識に近い。ただルソーの場合、共和政の特質とは公共の利益が価値判断の基準となり、公共の事柄が軽視されることがない。この点を強調していたことは重要である。

第二の特徴として政治機構の具体的な装置となる「政府」の位置づけにある。すなわち機構論的視角からルソーの共和政論を整理すると、政治体の意志として立法権とその意志を実現する力として執行権がある。彼によれば、立法権は「人民」に属し「人民」以外の何ものにも属しえない。ルソーの生きた旧制度の社会において立法権を「人民」に帰属させるという『社会契約論』の主張のラジカルな側面は指摘するまでもない。共和政を法の支配と見る18世紀の共有の認識に新しく「人民」という集合的概念が結合されたことの意義はきわめて大きいといえる。

この著作では政府は「人民」とも「主権者」とも異なる「両者の中間にある団体」と考えられ、国家はそれ自体で存在するが政府は「主権者」によってのみ存在する。「執行権を委託された人々は、けっして人民の主人ではなく、その公僕である。」(同書第3篇第18章)¹²⁾。当然ロックのように政府の設立は契約によるものではない。そして政府の分類のうち「政府を人民の全体または人民の最大部分に委託して、行政官としての市民の数が、その職に就かないたんなる市民の数より多くなる」(同書第3篇第3章)政府形態が「民主政」と考えられた¹³⁾。すなわち行政職に就く人数が就かない人数をうわまわるとい言説は、政治参加と制度のあり方を規定する直接デモクラシー以外に考えられない。政治においてこの直接性をどのように制度化するのか。ちなみにこれはまたトクヴィルの関心事でもあった。

ところがルソーは一方で、「人民」全体に主権を承認しつつ、他方で「神のような」人民を「民主政」(デモクラシー)に求めることで、真の民主政はかつて存在しなかったしこれからもけっして存在しないであろう、と予言する。そこでこの民主政府の条件は極めて厳しく規定される。共和政についての論理の組み立て方はまったく異なるにしろモンテスキューの認識と同じく、この政体の実現可能性の方向はみえてこない。ここに18世紀共和主義の限界とデモクラシー論のダイレンマが読み取れる。そのうえ、人民が集会を容易に開催できる小規模の国家の想定が共和主義を主題とする議論の進展を阻んでいたことも付け加えておこう。

第三の特徴として、この共和国では社会的基盤に「市民宗教」が導入され、その基盤強化がはかられたこと、同時に祖国愛と同胞愛・市民の連帯感情の育成による市民の団結が強調されたことである。ルソーにとって市民宗教は市民が自分の義務を自発的に引き受けるために必要であり、したがって共和国ではこの宗教が重要な意味をもつ。国家宗教とみなしてよい「市民宗教」が国家やその構成員の関心を引くとすれば、それは「その宗教を信じる者が他者への実行を課せられている道徳や義務

に、この教義がかかわってくる側面に限られる」(第4篇第8章)¹⁴⁾。このように語ることで、彼は市民宗教の機能を道徳と義務に限定し、公的事柄の実行における社会的基盤の弱体化を防ごうとしたのである。宗教と祖国愛の結合の論理がここに成立する。

「社会性の感情」¹⁵⁾として定められたこの宗教を信じない者は国家から追放されると主張したことで、逆にルソーが法や正義を愛さない人間や祖国愛のない市民の存在を認め、そのことに強い危機意識を抱いていたか、そのことがよく理解できる。とくに国家と市民との間にみられる強い紐帯の意識、つまり祖国愛・忠誠心、あるいは自己犠牲の要求はモンテスキューの抑制のきいた徳論と比較すると、その特異性が明らかとなる。

ルソーのこのような言説には説明がある。彼にとって公的人格をもつ国家は契約当事者の生命の保存を目的とする以上、目的達成のために必要な手段も考えねばならないからである。国家によって個々の生命が保障されると説くルソーでは、一旦国家が成立すれば、その政治体があつての市民となる。そのかぎりでは、市民の生命は国家がにぎる。そこに市民・共和国・祖国の三項の強い論理的関連がみられ、そのもとに展開される彼の共和政論では市民の育む愛国感情・祖国への忠誠は、表裏一体のものとならざるをえない。もちろんこの認識の側面だけをみれば、それはケケロの政治的徳論の継承といってよい。政治参加—公共への奉仕には祖国愛の感情という情熱の組み合わせがないと成り立たない。

トクヴィルはアメリカの民主的共和政の説明にあたってこの点を「正しく理解された利益」(l'intérêt bien entendue)という倫理学説を導入してルソーの論理の組み合わせ部分を補強していく。ルソー場合、「徳の共和国」のイメージがとよく刻印されていたことは『政治経済論』の次の言葉に端的に表明されている。すなわち「祖国は自由なしに、自由は徳なしに、徳は市民なしに存続しえない」¹⁶⁾。

もちろんルソーの徳論はマキアヴェリと異なり人間の善性を前提に組

み立てられていたので、人間の行動、とくに商業の繁栄をもたらす奢侈による墮落を防ぐ手段として市民宗教の規制に頼らざるを得ない。トクヴィルはこの視点を実際の北米旅行のなかで活かし、宗教と共和政とを切断する論理の批判に役立てるのである。

したがってルソーの徳論の立場は、モンテスキューの商業社会を射程に収めた徳論と比較すると、より清貧への傾向を帯びているのが明かとなる。モンテスキューの場合、確かに「商業の精神」に両面価値的な要素をのこしているが、その精神に好意的である。それは彼が「商業の精神」には正義感を生み出すものがあると考え、かつこの精神を破壊するのは過剰な富がもたらされたときであるとみていたからに他ならない¹⁷⁾。

一方ルソーの場合、すでに指摘した祖国愛が人間の感情の中でもっとも英雄的なエネルギーを徳にあたえるので、それを新しい政治体の基底にすえることに力点があった。商業との関連で論じられる徳論を検討すれば明かなように、それはネガティブな傾向をおびている。すなわち平等の破壊の視点から「富」の抑制と「奢侈」の助長をおさえる中庸性と徳との結合という枠組みそれ自体が議論を制約し、結局、清貧の共和国像へと収斂することになる（『社会契約論』第二篇第11章）¹⁸⁾。政治思想の視角からいえば、ルソーが「祖国」観念を共和政と共和主義の伝統において強調した結果、いわゆる18世紀にみられた政体と徳論一般との思考枠組みは崩れ、目的志向の明確な作為の産物としての共和政 - 祖国論の単線の論理が前面に押し出されてくる。フランスではこの転換が大革命の歴史的経験を経て19世紀に開花する共和主義的ナショナリズムの土壌形成に貢献することはいうまでもない。

4 トクヴィルの民主的共和政論の特質と圧制 (le despotisme) の問題

4-1 デモクラシー共和国のイメージ

19世紀のモンテスキューといわれたトクヴィルにモンテスキューの思

想的影響を読み取るのは難しいことではない。だが共和政の論議に関していえば、両者の認識には共通項よりも相違の方が顕著にみられる。というのはなによりもトクヴィルが形成途上のアメリカ合衆国の実態を实地見聞をふまえて理論化したからに他ならない。古典古代の共和国をモデルにした論議では到底考えられない新しい現象がその地に生じていた。北米の社会には自由の観念と平等の原理が浸透し、その基盤のうえに広大な共和国、つまり商業の繁栄と信仰の厚い民衆が活躍する国家が建設されている。彼にとって民衆を基盤とする平等な共和国の存在はまさに新しい政治現象である。アメリカの共和政ではなくて「アメリカにおけるデモクラシー」への着眼が共和主義の論議における重点の移行を如実に物語る。

まず、彼の名著『アメリカにおけるデモクラシー』（第一巻1835年、第二巻1840年）に描かれた成功したデモクラシー（民主政）の国家についてどのようにイメージされたのか。この点をその序文から引用してしてみよう¹⁾。第一の「デモクラシー国家」の事例。「そこで私が思い描く社会とは、すべての人が法をみずからつくったものとみて好み、それに容易に従う。政府の権威は神聖なものとしてでなく必要なものとして尊敬される。国家の元首に対して抱く情熱は熱狂的なものではなく、分別のあるものでまた穏やかなものでもある。誰もが権利を持ち、また彼らの権利が保障されているので、さまざまな階層の間には男らしい信頼関係が打ち立てられ、高慢や野卑とは異なる一種のお互いの心遣いがみられる。民衆は自らの真の利益と何かを学んで、社会のさまざまな福祉を向上するには自らの負担を負わねばならないことを理解するだろう。」²⁾

こうした社会では、「市民の自由な結合（l'association libre）」によって国家の圧制は避けることができる、とトクヴィルは想定している。

引用したこの一文から、トクヴィルの認識の特徴が読み取れる。まず、国家元首への民衆の信頼が形成される条件として、彼らの権利の保障に

求め、それゆえに抑制のきいた判断と情熱が元首に対して向けられる、とみる。元首に抱く情熱は「^{アムール}amour」という言葉で表現されていることからわかるように国家／権力は好意的な感情を抱く対象として認識されている。次に、民衆の側には社会の福祉の向上という共通の目標についての理解があるので、各人の社会的負担や義務が抵抗感なく浸透しており、同時に各人のあいだに、すなわち社会に譲り合いの精神がある、とみる。つまり、人民 - 国家／権力の関係は愛情・信頼で結ばれ、市民／民衆の間には「真の利益」の了解にもとづく協力関係があるという認識は、「民主政」とその社会を考察するものにとって見落としてはならない。この点で、トクヴィル自身が著作の第一巻ではきわめて楽天的な国家像を描いていたことは指摘するまでもないだろう。もちろん著作の第二巻では社会における諸要因（個人主義や物質主義への愛好、世論の支配や画一的意見への同調、行政的集権制など）が「穏やかな」（douce）専制を生み出すだろうと予測するにおよんで、「デモクラシー国家」のイメージが暗くなっていく³⁾。

第二の「デモクラシ - 社会」の事例。「信仰への感激や熱意の代わりに、市民たちには知識や経験があるのでしばしば大きな犠牲をはらうだろう。誰もが等しく弱い存在であるので、同胞市民の持つ同じような要求を感じとるだろう。誰もがすすんで協力するということがないと同胞の支援が得られないことを知っているので、彼ら一人ひとりにとって私益と一般の利益とを融合することは容易だと知るだろう。国民は全体としてみると、才気に満ちているわけでも、輝かしいものでもなく、おそらく強力でもないだろう。だが市民たちの大多数はいっそう恵まれた生活を楽しみ、人民は平穩にみえる。彼らはよりよい状態に向かうことを諦めるのでなく、恵まれていることを知っているからである。」⁴⁾

トクヴィルの展望する「デモクラシー社会」とは、社会生活や政治の領域次元で諸条件が平等にむかう社会、すなわち極端な貧富のない階層

の混交する社会、また相似た生活様式と意識／感情と権利において平等性が保障された社会である。そのため社会的な階級対立が背景に退き諸社会階層の接近と均質化がすすみ、総体としてみると民衆の穏和な性格が前面に現れてくる社会となる⁵⁾。

また教育と知識が普及すれば、人々の信仰への熱意は衰える代わりに相互依存の感情や協同意識が覚醒され、「私益」と「公益」とのつながりを認識する「市民」が誕生する。彼らの一人ひとは、なるほどかつての社会での「貴族」のような強力な人間ではない「弱い存在」だが、結社権や言論の自由などが保障されているので、集団として行動する場合には、力強い存在となる。

したがってかつてのような「徳」を人々には期待できないが、彼らは商業と産業化社会のなかで「正しく理解され利益の教え」(la doctrine de l'intérêt bien entendue) によって「個人主義」の弊害を乗り越え、公共領域への関心を養うであろうという。自分にとって「有益なこと」や彼ら自身の「見識のある情愛」(l'amour éclairé) が他者としての同胞との相互協力／依存を容易にさせる⁶⁾。この原理は人々に「小さな犠牲」を促すからである。「人は同胞に奉仕することで自分の助けになると認めると、その場合私的利益はやるだけのことはやるのである」とトクヴィルは記す⁷⁾。

多数の市民は豊かで平和を好む社会に愛着を感じている。この社会は特権的な貴族制社会と対比すると、平等の原理を社会構成の基にすえているのでまったく新しい社会である。以上二つの事例の検討から導出される要点は、まず「民主政」における権力と人民との親和な関連性である。次に「デモクラシー社会」のもとで諸権利を保障された民衆生活の豊かさと繁栄の強調である。さらに、「民主政」と「デモクラシー社会」は平等の原理という強い理念で結ばれ、その理念が広く政治と社会全体に拡大しつつある平等化社会と認識されていることにある。言い換える

とデモクラシーという制度（男子普通選挙、多様な公職の市民による選出、自由な政党活動、新聞などの出版活動）がさまざまな制度の回路をとおして民衆の日常的な諸利害が調節されている。それゆえに、平穩な社会の持続が展望されることになる⁸⁾。

もちろんこうした「デモクラシー」の進展がもたらす負の側面、すなわち「多数者の専制」や個人の世界に埋没し公的問題への関心を失っていく「個人主義」の弊害などに目をむけた『アメリカにおけるデモクラシー』第二巻はさしあたり、脇においておこう。というのは彼が共和主義思想の伝統、とくに18世紀のそれとの関わりでいえば、それまできわめて曖昧であった「民主政」と「デモクラシー社会」とのイメージが鮮明に打ち出された『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻の特質がぼやけてしまうからに他ならない。

さて、トクヴィルと同時代に生きている人々にとって「民主的共和政」のイメージは、フランス革命の過程で出現したいわゆる「恐怖政治」という歴史的現実の記憶と重なる一方、他方で古典的共和主義の理論の影響、つまり小規模の「徳」にもとづく共和政像しか想起しえなかった。トクヴィルこそ当時の北米大陸における旅行とその見聞にもとづいて広大な領域に豊かな「民主的共和政」が樹立されていることを実証した最初の人物といってよい。彼は洞察力でもって現実の「民主的共和国」の姿をヨーロッパの知識層に提供した。その著作の第一巻が出版されたのは1835年であったから、この政体が樹立されてほぼ半世紀にすぎない。ではこの共和政が維持されている諸条件とはどのようなものか。

『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻の第二部第9章においてこの問題が考察されている。いま合衆国における民主的共和政の維持に貢献している諸要因について、彼の取り上げた順に要点のみを紹介すると、以下の通りである。1. 広大な自然的環境、とくに肥沃な大地と脅威となる隣国がないこと。また大都会はあってもフランスの首都パリのよう

な地方を首都に従属させる「首都の優位」がないこと。さらにアメリカ人の起源、つまり自由と平等を愛する父祖によって、自らが住む「国」(pays)が選択されたこと、こうして彼らには「共和主義的社会状態」のもとで「民主的共和国」の誕生する「自然の源」があること。トクヴィルは北米のもつこの自然性と偶然性とが「神」の配剤であると論じている。

2. 法制に由来する要因。その第一は大きな共和国の強力と小さな共和国の安全さを保障する連邦制度の採用である。第二に地方自治制度の導入にある。彼はいう。「この制度は多数派の専制を緩和し、同時に人民に自由を有することの楽しみと自由であるためのノウハウを与える。」⁹⁾ 見方を変えれば、自由であるためにはテクニックを学ばなければならないという指摘に共和政維持の秘密が隠されているといえる。第三に司法権力の構成における裁判所や陪審制の役割である。それが有効に機能すれば、民衆は法を尊重し、社会における順法の精神の形成に役立つからである。そのうえ具体的な立法措置、たとえば立法による財産の分割の容易さが一方で広大な未開拓地の存在とあいまって、内陸にむかう移民の流れを生みだし、彼らの未開地の獲得が一家による土地の細分化を抑制することになる。筆者の考えでは、この点は共和制をささえる社会的基盤の補強に結びつく、重要な要因に数えてよいだろう。

3. 風習 (habitudes) と習俗 (mœurs) に由来する要因。トクヴィルは民主的共和政の維持にとって「習俗」の影響を重視している。彼によれば、習俗とは心の習慣のみならず、人々の抱くさまざまな観念や世間に流布しているさまざま意見や知性の習慣が形作るさまざまな観念の総体を意味している。つまりこの言葉は国民の道徳的で知的な状態のすべてを知るための手がかりとなる¹⁰⁾。

この視点から彼の取り上げた第一の要因は宗教の影響である。合衆国にはこの政体に敵対するような宗教の教義は一つもない。とくに宗教的

少数派としてのカトリックの場合、少数のゆえに自分たちの権利の自由な行使が保障されるために、すべての権利が尊重されることに熱意をもち、貧しい彼らが政治に参加するためには市民すべてが政治に参加する必要を感じているからである。すなわち市民的自由に有利な宗教の存在と聖職者の役割が評価されている、といえる。また、キリスト教の道徳的影響が家庭に及び、秩序と平和の習慣を育む。こうした抑制の習性が「秩序への愛」を涵養し、共和政の維持に貢献している、とみる。

とくにデモクラシーとキリスト教の原理、たとえば福音書は人間にたいして普遍的な愛を説き、精神の自由の大切さを教える。キリスト教の道徳と倫理は、もともと個人の自由と平等を認める教義から作りだされたもので、まさにこの社会に適合するものである。こうした宗教観をトクヴィルが抱いていたことが彼のデモクラシー社会の考察に役立った、といえる。

一方、この国では政教分離の原則が明確にされた結果、個々にとって自由な信仰の世界は社会に深く浸透している。この原則によってフランスに見られた国家と宗教との対立が回避され、広く「宗教の精神」と「自由の精神」とが親密に結びつき、「宗教的熱意」が「愛国心というかまど」を温めることになる¹¹⁾。

第二の要因としては知識や教育の普及、つまり文明の効用によるもので、トクヴィルはギリシアやローマ共和政とアメリカ共和政の相違として、合衆国での無数の新聞・定期行物や「知識のある国民」をあげている¹²⁾。この国では人間に関わる教育の全体が政治を目指しており、「国民の教育が民主的共和政の維持に強く役に立っている」と強調している¹³⁾。こうして彼は制度維持に必要なの自然的要因と法制的要因を論述し、全体として習俗の果たす基底的な役割を指摘している。

ともあれ彼の著作によって民主的共和政が維持されている諸要因が考察され、この新しい政体の存続が展望されたことは、共和主義の思想の

うえから見て画期的なことといってよい。

4-2 トクヴィルの共和政に関する制度論とくに大統領制と民主的軍隊論

トクヴィルは共和国の制度と機構についてデモクラシーの視点から論じている。デモクラシーの制度についていえば、その中核的役割を担うは議会制にある。だが、彼の制度上の関心は議会制に向けられていたというより、むしろそれへの言及がきわめて少ない。さしあたり、『アメリカにおけるデモクラシー』第一巻第一部第八章連邦憲法における大統領制論と第二巻第三篇第22章から第26章にわたって考察された民主的（デモクラシー的）軍隊論について検討し、制度的議論の特徴を明らかにしておこう。

巨視的な立場に立ってアメリカの大統領制をみると、本来その制度はイギリス国王の大権との対比で議論され、そして制度上の権限が乱用されないよう工夫されて拡大されていく。大統領に付与された権限には行政権のみならず軍事・外交など統治全般に関するものがある。もちろん国王の大権の神聖不可侵性を念頭におくと、任期4年で人民による選出を条件とし、議会と司法権との抑制のうえに成立する大統領の権限は弱いように思われる。だがアメリカの国際的な地位が高まり、その役割が大きな影響を及ぼすにつれて大統領の権限と地位は徐々に強化された。とくに第二次世界大戦におけるファシズムとの戦いや戦後の国際政治の環境変化に即応して権限自体が強大化していったことは疑いえない。

したがって、共和政の要となる大統領制についてはトクヴィルと同時代の視点から検討を加えないと、制度的論議の意義が薄れてしまう。アメリカ建国の父祖たちがこの制度問題で苦労したのは、たとえば『ザ・フェデラリスト』（第69篇）で論じられたような大統領権限と国王大権との相違を明確にすることにあつた。彼らにとって共和政とはなによりも人民に由来する政治であることを前提に議論が要請されたからである。

トクヴィルの著作についていえば、大統領制がフランスの立憲君主の地位との相違において論じられ、連邦と諸邦に分割された主権とこの分割された主権の行使者（執行権）としての大統領に議論の焦点があてられている（第一巻第一部第七章以下）。彼によれば、大統領は選挙される行政官であり、その権限を行使する範囲内では自由であるが、上院が彼の公的行動を監視する。もちろん大統領には立法院にたいして拒否権を発動できる、しかし立法院は彼を統導できない¹⁴⁾。大統領は法の執行者であるが、実際には法の作成に協力していない。かりに彼が法案への同意を拒絶したとしても、その法案が価値あるものならそれを阻止することはきわめて困難である。二院制のもとに構成される立法権力はつねに多数者の意志に依拠しているからである。多数の意見を絶対化するデモクラシー社会の傾向がこうした議論の背景にあったことは確かで、この点についての洞察が彼の制度議論の要であった、といえる。

一方、フランスでは国王が両院と共に法律の提案権を分有し、議会に彼の意見を説明し政治方針を通す代理人を送り込む。大統領は議会に入らないし彼の大臣たちも彼同様にそこから排除されている¹⁵⁾。したがってフランス国王の執行権に比べれば、大統領の場合、それは「劣った従属的な権力」として立法院の横におかれている¹⁶⁾。つまりトクヴィルは執行権についていえばフランスよりアメリカのほうが弱いと認識し、その理由として強大な隣国に囲まれいない環境をあげている。この判断の根拠は共和政維持の見通しの場合と同じといえる。

やや極論すると、フランスと比較したので彼は大統領制における権力としての執行権の脆弱性を強調したように思われる。この点は「大統領が重要な事柄について実行に移そうとすれば、そのすべてにおいて彼は直接的にも間接的にも立法院に従属している」¹⁷⁾という一文に端的に示されている。

こうした叙述から推定できるようにトクヴィルは立法院に力の優位を

見ている。たとえば「大統領は極めておおきな影響を国家の諸問題に及ぼすが、そうした国事を指導しない。それより優位の権力が全く全国的規模の代表（la representation nationale tout entière）にある」¹⁸⁾と記す。いずれにしる立法院（上下両院）優位の大統領制という認識も大統領も立法者もともに人民の多数に従うことでは変わらないとする論断も「人民主権のドグマ」¹⁹⁾とみる彼の価値的立場と微妙に交錯していた点は看過し得ない。

では大統領制での問題点とは何か。それは選挙の場合にとくに露呈する。すなわち、大統領選挙の期間に沸騰する民衆と党派の激情であり、陰謀や買収という弊害の多発である。また大統領自身が再選をめざすための政治をおこない、もう「国益」のための政治をしないからである。こうした選挙制を根幹にした政治にともなう弊害は、彼によれば「人民の政治道徳」を墮落させ、また「巧みな選挙が祖国愛にとって代わる」ようになるのである²⁰⁾。

結局、民主的共和政のもとにある大統領は、人民の多数者の気紛れと闘い、彼らの危険な要求を拒絶することと「多数者の恒常的方向」に従うという対立状況に直面して、国家運営を行なえば、やがて「多数者の支配力に従順な道具」に過ぎなくなると予測するのである²¹⁾。だが、今日の大統領制とその権限の強化の傾向を知るわれわれには大統領の国民誘導の側面に危惧を抱かざるをえないだろう。

さて、民主共和政のもとでの軍隊、すなわち民主制軍隊についてトクヴィルは貴族制軍隊と対比してその特徴を論じている。彼の主著『アメリカにおけるデモクラシー』第二巻第三篇の諸章（第22 - 26章）での民主制軍隊に関する論述を手がかりに、その議論を概括的に考察して、軍隊論の問題を考えてみよう。

第一は国民の平和志向と軍隊との関連性。すなわち、デモクラシーの進展は人々の習俗を尚武の精神より平和の愛好にむかわせ、全体として

習俗の緩和がすすむ。その結果、貴族の軍隊に対比すると、民主制軍隊は脆弱さをまぬがれない。やや極論すると尚武の精神と近代デモクラシー社会とは即応しないという認識を出発点におきながら、その考察の構図は、軍隊社会内部の分析をへてその組織と仕組みが動因となって兵士の戦闘意欲を逆にかき立てる、という筋道を示している。

第二に、民主制軍隊では、兵士は門閥や出自に関係なく平等原則で徴募される。したがって兵士の資質が問題となる。逆に教養ある市民は入隊しない。国民のエリートは軍隊よりも通商や産業に従事する職業を選ぶ。近代の商業や産業社会に人々の活躍の機会が開かれているデモクラシー社会が前提にあって、この諸条件の平等化社会の長所が軍隊問題との関連で捉えられていて興味深い。

第三に兵士は粗野で教養がない。そのため国民は軍隊に敬意を払わない傾向がある。トクヴィルにとって国民が軍隊をみる目、すなわち軍隊観の指標の一つは国民軍の資質にある。R.ジラルデの『近代フランスにおける軍隊社会』によると、フランスでは貴族が軍人という職業を世襲し、彼らとその職務に就くよう望まれた特殊な社会が大革命の過程で消滅していく²²⁾。その状況を考慮すれば、国民軍の資質問題は近代社会一般が直面するもので、デモクラシー社会とその軍隊に固有のものとはいえないであろう。

第四に軍隊社会には兵士が士官になる機会があり、昇進願望と競争が一般にみられる。というのは貴族制軍隊では士官は社会的地位があり、軍隊での地位は社会での地位に付随したものである。一方、民主制軍隊の兵士では社会における彼の地位は軍隊における地位に依存しているからである。トクヴィルはこの分析の結果として民主制軍隊の好戦的性格を導出する。

第五にデモクラシー社会では、平和の友である財産所有者が増大し、動産的な富も発展する。それが軍人氣質や革命的精神の弱体化をうなが

していく。アメリカ合衆国の場合、隣人のいない無住の地が多いという自然的な環境の幸運があり、兵士の員数は少なくてよい。偶発的な戦争は想定できるが、またそれを拒否することも可能で、全体としてみれば軍隊の必要性が強くない。つまり民主国家における軍隊の維持の問題が彼にあってはあまり重要視されていないのである。だが近代の国家装置に不可欠な軍隊、言い換えると戦争国家としての側面をもつ国民国家の軍隊を民主国家の論理に重点を置くことで軽視するという彼の主張は制度論の視角からすると、疑問が残る。

第六に戦争の勃発と長期戦での軍隊の強さについて。戦争が起こると、開始の時点では民主的軍隊はすであげたような理由で弱さが目立つ。だが、戦争が長期におよぶと軍隊内での競争心が刺激され、また偉大な軍功をあげることに情熱が注がれる。社会にみられる企業的精神が国民のエリーの徴募で軍隊内に浸透し、軍隊秩序がいっそう整備される。全国に愛国の情熱と戦意が広がり、軍隊をささえる社会的基盤の強化が図られる。こうして輝かしい栄光が民主国家の野心を満足させることになる。国民から徴募された兵士は「容易に優秀な兵士」になっていく²³⁾。

貴族制軍隊にはみられない「本能と理性による服従」²⁴⁾が民主国家の軍隊にあって、その規律は敵を前にして強固になる。「兵士各人は勝利のために沈黙して従わなければならないことを知っているからである」とトクヴィルは記す²⁵⁾。すなわち軍隊秩序の整備がこうした民主国家的な服従と表裏一体となってすすむ、ここに民主軍隊の強さがみられる。こうした論理から、長期戦になると、この軍隊は簡単に負けない、むしろ強い、と彼は考えたのである。

トクヴィルの民主的軍隊論は、現代の国民総力戦を想起させる言説に満ちている。たとえば『アメリカにおける民主国家』第二巻第三部第24章ではこう語る。確かに平和な生活を経験した後に戦争を企てる民主国家の国民は貴族的国民よりも戦争に敗北するおそれがある。だが

軍隊の活動する機会は戦争が持続すれば拡大する。戦争の長期化につれて、あらゆる市民は平時の事業から手を引かざるをえず、そのささやかな仕事は失敗させられ、平時に彼を引きつけた同じ情熱が軍隊にむけられる。すべての産業を破壊したあと、戦争はそれ自体で偉大で唯一の産業となる。こうしてすべての面でデモクラシーが生み出す熱烈で野心的意欲が戦争へと向けられる²⁶⁾。このように「平等」の原理とそのダイナミズムが生み出す威力が戦争に結びつくという彼の主張は、ユニークなもので注目に値する。

以上大統領制と軍隊にしばりトクヴィルの民主的共和政の制度的側面を検討してきたが、その大きな特色は制度の具体的な考察以上に制度と人間の心理との関係に分析の鋭さがみられたことにある。いわば組織における個々の人間の心理や社会心理の動き、たとえば羨望や野心などと制度の機能との関連が問われ、彼の人間観察の所見が随所に見いだされる。もちろん、大統領制についての見解、すなわち立法権や執行権のそれぞれの独立性を認めた上で執行権の立法権への従属が共和制的憲法構造の固有の弊害とみること、これを妥当とみるかどうかについては意見が分かれるであろう。ちなみに確かに彼には後の第二共和政での憲法論議などで、直接選挙制で選出される大統領制には執行権の過剰な強さが生じるという理由で、議会 / 立法府の強化の発言があった²⁷⁾。

また、軍隊問題についていえば、トクヴィルが民主制軍隊の特徴としてあげたもろもろのものは、同時代のフランス軍隊とその組織にもみられる。すなわち立憲的君主制の軍制改革で下士官への道が制度的に開かれ、徴募の社会的底辺が拡大されつつあった。したがって、彼の捉えた特徴は政治体制の相違よりも軍隊組織に共通する要素とみることができる²⁸⁾。

展望

西洋近代の共和主義的伝統の中にモンテスキューとルソーとトクヴィ

ルといった思想家を配置して、それぞれの共和主義的言説、とくに共和政に関する部分を比較検討してみると、トクヴィルの言説が観察的事実を踏まえたものだけに今日の視点からみて示唆に富んでいる。彼がデモクラシー社会から圧制が出現すると予測した「穏やかな」専制論についてはすでに多くの研究があり、多言を要しないほどである。彼自身が主な著作で用いた「多数の暴政」(la tyrannie de la majorité)や「多数の全能」(l'omnipotence de la majorité)や民主的専制(le despotisme démocratique)といった概念には曖昧なところが多く、概念自体が一歩歩きしてきた傾向がみられる。そのことは偏にデモクラシーをどのように捉えるのかというイデオロギー的色彩を帯びた論争があったからに他ならない。

トクヴィルが繰り返し強調したようにデモクラシーの真髄は多数者の権威とその幸福にある。その法的・政治的原理を人民主権とおき、社会目標を実現するための政治制度を「民主政」と呼ぶなら、この制度と共和政との論理的関連はつけにくい。共和政はたとえば歴史実体としてローマ共和政があったから自明のこととして考える傾向が見られた。だが、古典古代の共和国の政治への憧憬と君主のいない政治を意味する共和政に関する議論は、広く西洋近代をとってもさまざまなものがあり、共和主義の中核をなす共和政像にも相違がある。一例をあげると、佐々木武はエリザベス期イングランド共和国について言及し、その共和国とは「君主のいる共和国」であったという¹⁾。

共和政・共和主義について、ルソーのように共和政を主に法の支配と捉え、また、元来この概念が内包している公共性に引きつけ今日盛んに議論されている公共空間の形成をも射程におさめるなら、こうした概念と民主政とは理論上の区別ができよう。ところがすでに検討したように二つの概念は思想の次元でも歴史実態としても混同されてきたがゆえに曖昧な状態で共和主義の系譜の中に受け継がれてきた。

では、二つの政体概念を繋ぐ基本の要素とは何か。公共性と多数性、あるいは共通の事柄と多数者の幸福に絞ることができる。この条件を満たす政体が「民主的共和政」に他ならない。トクヴィルの共和主義の系譜における貢献とは、この新しい政体の具体的イメージとその問題性とを提示したことにあったといえる。

ところでトクヴィルが当時のアメリカ研究にもとづき新鮮な「民主的共和政」像を描き、その将来社会に「穏やかな」専制の出現を予測したことはもはや周知の事実に属する。この問題は、以後デモクラシーと専制との関連をどのように認識するかという点に収斂していく。ルソーのいうデモクラシーとは原理的に個と全体との統一または融合をめざすヴィジョンが根底にあって、神のような叡智を持った「立法者」の存在を前提条件にしなければ、デモクラシーの政治、つまり多数者の権威と意志に基づく政治は実現しえない。そこでの個人の自由を社会と政治の二領域から防衛する機構論的仕組みの発想が極めて弱い。共和主義とは君主の存在しない政治を論議する政治伝統とするなら、トクヴィルの場合はこの伝統の系譜に組み入れることは難しい。彼はモンテスキューと同じく君主政、より正確にいうと立憲君主の政治に親近感を抱き、立憲君主制の立場に与していたからであった。だがデモクラシーのもとでの「政治」、すなわち多数の支配や社会における平等化を推し進め、政治活動の自由を認める政治体制のもとでの「政治」のあり方を追求することに重点をおくというならば、彼の「政治」についての思索と議論は共和主義の系譜により近い。彼はデモクラシーについてアンピバレンツであったように共和主義についてもアンピバレンツであったということになるか。デモクラシーの進展に精神の画一化までも洞察した彼には、複雑な社会の多様性を認め、そこに生きる諸個人が多面的活動を展開することの重要性が痛感されていたといっていよい。その訴えを受けとめる場、言い換えれば前提条件こそが公的空間の形成に他ならない。トクヴィル

の場合、ルソーの理想的な民主政の論理に含んでいた同質的な共同性の代わりに自立 / 自発性と多様性にもとづく「政治」が希求されたいといえよう²⁾。彼の政治的思索を従来のような自由主義の視角から接近すると、自由論の二分法的思考の枠に囚われ、その思想的土壌に含まれていた共和主義の伝統を見落としてしまうことになる。『アメリカにおけるデモクラシー』に描かれた「デモクラシー国家」像はこうした意味で共和主義の伝統の影響を論外におきえない印の一つとなるにちがいない。

注

はじめに

- 1) J.G.A.Pocock, *The Machiavellian Moment, Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press. 1975. 日本では田中秀夫によるJ.G.A.ポーコックの紹介論文が参考になる。田中秀夫『共和主義と啓蒙 思想史の視野から』ミネルヴァ書房、1998年。第一章と第二章参照。
- 2) *Philosophie Politique, Revue internationale de philosophie politique*, 4. La République, Presse Universitaires de France, 1993. この特集では現代フランスの共和政の諸問題、ヨーロッパ的視野に立つ共和政の理念、フランスの世俗性など様々な角度から広く共和政問題が論じられている。また、共和国事典の刊行にも注目しておく必要がある。V. Duclert et Ch. Prochasson, *Dictionnaire critique de la République*, Flammarion, 2002. 北川忠明「現代フランス「国家」の変容と共和主義・市民社会論争」(平成11~12年度科学研究費補助金(基礎研究(c))(2))研究成果報告書、山形大学人文学部、平成13年)は現代フランスの共和主義研究について様々な立場の議論を概括しているので、この問題領域の手引きとなる。
- 3) 差し当り以下の論考が手掛かりとなる。K. Haakonssen, *Republicanism*, R.E. Goodin and Ph. Pettit. (ed.) *A companion to contemporary political Philosophy*, Blackwell, 1993. PP.568 - 585. 日本では福田有広の定義「古典古代の共和国、とりわけ、古代共和政ローマの政治に憧れ、君主政とは違った政治を標榜した議論が、政治学史における共和主義である」が一つの指標となる。福田有広、「共和主義」(福田・谷口編『デモクラシーの政治学』東京大学出版

会、2002年) 37ページ以下参照。

1 共和主義の思想的伝統と徳の問題

- 1) キケロー選集8、岡道男訳『国家について』岩波書店、1999年。参照。
- 2) 前掲書、6ページ。
- 3) 前掲書、45ページ。
- 4) キケロー選集9、高橋宏幸訳『義務について』岩波書店、1999年。136ページ。
- 5) 前掲書、162ページ。
- 6) 永井三明『ヴェネツィア貴族の世界』刀水書房、1994年。viii参照。
- 7) J.G.A.Pocock, op. cit., P.62 .
- 8) 佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』岩波書店、1975年。167ページ以下
佐々木によれば、「自由な生活」とは名誉と報賞を得、自己の財産の自由な処分
と自己の名誉を享学できる状態を意味し、王のもとでは「安全」と「平和」は
あっても国家生活への能動的参加とそこに帰結する名誉の獲得という原理の存
在が許されない、名誉の閉鎖性が存在する。マキアヴェッリの「共和国」の性
格から判断する限り、彼の「共和国」論が古典古代の*res publica, civitas*の理念、
更にはその復興者としてのCivic Humanistの政治理論と親近性を持つのであ
る。同書168ページ。
- 9) マキアヴェッリ、永井三明訳『政略論』(『世界の名著マキアヴェッリ』16、
中央公論社、1966年) 353ページ。
- 10) 佐々木、前掲書、190ページまた269ページ参照。
- 11) マキアヴェッリ『政略論』358ページ以下参照。
- 12) 浅沼和典『近代共和主義の源流 ジェイムズ・ハリントンの生涯と思想』、
人間の科学社、2001年、317ページ。

2 18世紀のアメリカにおける共和主義

- 1) A. ハミルトン、J. シェイ、J. マディソン、齋藤眞・武則忠見訳『ザ・フェ
デラリスト』福村出版、1991年。
- 2) 前掲書、64ページ。
- 3) 前掲書、48ページ。
- 4) チャールズ・E・メリアム、中谷義和訳『アメリカ政治思想史。』御茶の水書
房、1982年。92 - 93ページ参照。

- 5) 『ザ・フェデラリスト』、274ページ参照。
- 6) 前掲書、38 - 42ページ。
- 7) 前掲書、186ページ。
- 8) 前掲書、129ページ以下参照。またチャールズ・E・メリアム、前掲書第三章85ページ以下参照。
- 9) ハンナ・アレント、志水速雄訳『革命について』中央公論社、1975年。156ページ。
- 10) 『ザ・フェデラリスト』、255 - 256ページ。

3 18世紀フランスの共和主義(1) モンテスキューの解釈と論点

- 1) モンテスキュー、野田他訳『法の精神』上巻、岩波書店、1987年。
- 2) 川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会、1996年。162 - 163ページ。
- 3) 前掲書、278ページ。(21)(22)(23)の注で川出は古代共和政と商業との関係について触れ、古代共和政が商業によって栄えたという認識は、モンテスキュー以前には決して一般的なものではなかった、と指摘し、モンテスキューの認識の特徴に注意を促している。
- 4) 『法の精神』142ページ。
- 5) 前掲書、134ページ。
- 6) 安武真隆、「『法の精神』における「共和政」と「法の精神」」関西大学『法学論集』第50巻第1号(2000・4)、120ページ。
- 7) 福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』、39ページ以下参照。
- 8) 福田有広「共和主義」『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998年、365ページ。
- 9) 川出良枝「名誉と徳 - フランス近代政治思想史の一面 - 」『思想』913号、115ページ。
- 10) 安武、前掲論文、121ページ。
- 11) ルソー、作田啓一訳「社会契約論」(『ルソー全集』第5巻所収、白水社、1979年)122ページ。
- 12) 前掲書、209ページ。
- 13) 前掲書、172ページ。
- 14) 前掲書、249ページ。
- 15) 前掲書、250ページ。

- 16) ルソー、坂上孝訳「政治経済論」(『ルソー全集』第5巻) 83ページ。
- 17) 川出、『貴族の徳、商業の精神』301ページ。
- 18) ルソー全集、第5巻、159ページ。

4 トクヴィルの民主的共和政論の特質と圧制 (le despotisme) の問題

- 1) トクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』のテキストはかつて出版されたガリマール社の全集版によらず、同じガリマール社のトクヴィル著作集(ラ・プレイアド版)を用いた。大戦後の全集版は1961年に刊行が開始され、現在も続いており全集としての完結には時間がかかる。ガリマール社『トクヴィル著作集』はその後のトクヴィル研究の成果をふまえているので、注解などが参考になる。Tocqueville, Œuvres Introduction par Jean - Claude Lambert, Editions Gallimard, 1992. Bibliothèque de la Pléade . 以下(Œuvres と略記
- 2) Œuvres , P.10.
- 3) 「穏やかな」専制については、拙稿「トクヴィルを読む - 未知なる力としての「デモクラシー」と「国民」の観念について - 」(『立命館大学人文科学研究所紀要』No.72 (1998年)) 1 - 29ページ参照。また松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』東京大学出版会、1991年、45ページ以下参照。
- 4) Œuvres , P.11.
- 5) 拙稿「トクヴィルのデモクラシー論 - デモクラシー精神の探求とその行方 - 」『立命館法学』第250号、1996年第6号。227ページ以下参照。
- 6) Œuvres , P.636.
- 7) Ibid., P.635.
- 8) 松本礼二はトクヴィルがアメリカ政治の現実に見出した制度的側面をこう指摘している。「トクヴィルがアメリカ政治の現実に見出したのは、普遍選挙の制度化、広範囲にわたる公職の選出、政党や結社の活発な活動といった制度の回路を通じて、民衆の日常的利害が絶えず、しかし静穏な形で政治過程に表出し、これを動かしていく現象であった。」松本前掲書、61ページ。
- 9) Œuvres , P.331.
- 10) Œuvres , P.331.この点をさらに理論化したのはピエール・ブルデューの研究におけるハビトゥス論であろう。
- 11) Ibid., P.339.トクヴィルの愛国心については差し当たり拙著『近代フランスの

- 自由とナショナリズム』法律文化社、1996年。17ページ参照。
- 12) Ibid., P.350.
 - 13) Ibid., P.352 - 353.
 - 14) Ibid., P.134 - 135.
 - 15) Ibid., P.137.
 - 16) Ibid., P.137.
 - 17) Ibid., P.141.
 - 18) Ibid., P.144.
 - 19) Ibid., P.60.
 - 20) Ibid., P.153.
 - 21) Ibid., PP.153 - 154.
 - 22) Cf.R.Girardet, *La Société militaire dans la France contemporaine (1815 - 1939)*, Plon, 1953. P.55.
 - 23) *Œuvres*, P.797.
 - 24) Ibid., P.798.
 - 25) Ibid., P.799.
 - 26) Ibid., P.796. 民主的共和政における平和志向と軍隊の好戦的契機の問題という問題は、社会学的分析の成果だが、こうした問題や「民主的専制」の議論はトクヴィルの場合、不十分なままにおわっている。松本、前掲書、81ページ参照。
 - 27) J. Lively, *The Social and political thought of Alexis de Tocqueville*, Clarendon Press, 1962. P125.
 - 28) Cf. R.Girardet, op. P.55 et 61, P.63.

展望

- 1) 佐々木武「近世共和主義」 - 「君主のいる共和国」について -、岩波世界歴史第16巻、岩波書店。236ページ参照。
- 2) 宇野重規『デモクラシーを生きる - トクヴィルにおける政治の再発見 - 』創文社、1998年。この著作は、トクヴィルの「政治」について、詳しく考察し、civilという言葉から彼の場合、政治的意味合いを失い、民事的、社会生活的という意味で用いられていることを明らかにしたうえで、彼の思想的営為を「国家と市民社会の間にあくまで政治社会を存続させようとしたもの」(119ページ)と評価している。政治的なものは国家にすべて回収させない方向で議論する手

掛かりをこうした「政治社会」の概念を設定して論じるか、あるいは共和主義
—公共室間論で考えるか、はさらに検討を要する問題といえよう。